

## 議案第61号

### 財産を無償で貸し付けること（鳥取県赤十字血液センター用地）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年2月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市江津字西皆竹318番1 鳥取市江津字土橋370番1	4,110.71平方メートル

#### 2 相手方

鳥取市東町一丁目271番地

日本赤十字社鳥取県支部

#### 3 貸付期間

平成22年4月1日から平成32年3月31日まで

#### 4 理 由

日本赤十字社は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）に基づく採血業の許可を日本国内で唯一得て事業を行っている。県は、同

法により、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるような措置を講じなければならぬとされていることにかんがみ、当該採血業を行うために必要な当該用地を引き続き無償で貸し付けようとするものである。